

市報かんざき作成及び印刷業務委託
公募型プロポーザル実施要領

佐賀県神埼市

1 目的

市報かんざき作成及び印刷業務（以下「本業務」という。）の受託候補者を選定するための公募型プロポーザル（以下「本プロポーザル」という。）に関して必要な事項を定める。

2 事業概要

(1) 事業名

市報かんざき作成及び印刷業務委託

(2) 事業内容

令和7年度市報かんざき作成及び印刷業務委託仕様書による

(3) 履行期間

契約締結の日から令和8年3月31日まで

(4) 契約限度額

19,207千円（消費税及び地方消費税を含む。）

※この金額は、契約時の予定価格を示すものではなく、またこの上限額を超えてはならない。

3 担当部署

本業務の担当部署は、次のとおりとする。

神崎市役所 総務企画部 総務課

住所 〒842-8601 佐賀県神崎市神崎町鶴3542番地1

TEL 0952-37-0088（直通）

E-mail soumu@city.kanzaki.lg.jp

4 参加資格

本プロポーザルに参加を希望する者の必要な資格は、次に掲げるとおりとする。なお、参加資格の審査は、神崎市建設工事等入札資格審議会（以下「入札資格審議会」という。）規定に基づき、市報かんざき作成及び印刷業務委託業者選定委員会（以下「選定委員会」という）で行うものとし、審査の結果は「参加表明書」を提出した者全てに書面及び電子メールで通知する。

本業務を遂行するにあたり、下記要件をすべて満たしていること

- (1) 佐賀県または近県（福岡県、長崎県、熊本県、大分県）に本社（本店）、支社（支店）または営業所を有し、緊密な連絡調整が可能であること。
- (2) 本業務を遂行するにあたり、十分な知識及び技術、体制を有すること。
- (3) 過去5年以内に刊行物（情報誌、広報紙、社内報、フリーペーパーなど）の制作の実績があること。

- (4) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4（一般競争入札の参加者の資格）の規定に該当しないこと。
- (5) 対象となる契約案件についての神崎市競争入札参加資格を有していること。ただし、登録を受けていない者であっても、「参加表明書」と併せて神崎市物品の製造・修理又は購入に係る一般競争入札及び指名競争入札に参加することができる者の資格及び資格審査に関する規程（平成18年3月20日規定第24号）に基づく、入札参加資格審査申請書を提出したうえで、資格を有すると認められる場合は参加できることとする。
- (6) 神崎市建設工事等請負・委託契約に係る指名停止等措置要領（平成23年訓令第3号）による指名停止を受けていないこと。
- (7) 会社更生法（平成14年法律第154号）に基づく更生手続又は民事再生法（昭和11年法律第225号）に基づく再生手続きの申し立てがなされていないこと。ただし、更生手続開始の決定を受けた者及び再生計画認可の決定（確定したものに限る。）を受けた場合を除く。
- (8) 破産法（平成16年法律第75号）に基づく破産手続き開始の申し立てがなされていないこと。
- (9) 自己又は自社の役員等が、暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2項に規定する暴力団、同法第2条第6号に規定する暴力団員に該当する者でないこと。また暴力団及び暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有している者でないこと。
- (10) 国税及び地方税を滞納していないこと。
- (11) その他選定委員会が必要と認めた要件。

5 選定方法

本市に「市報かんざき作成及び印刷業務委託業者審査委員会（以下「審査委員会」という）及び「市報かんざき作成及び印刷業務委託業者選定委員会（以下「選定委員会」という。）」を設置する。

審査委員会において、1次審査及び2次審査を実施し、提案者の採点を行い、順位を付ける。審査委員会の結果を選定委員会に報告し、選定委員会の審査により、受託候補者を決定する。

実施日程等

項 目		日 時 等
1	公告（公募開始）	令和7年4月18日（金）
2	参加表明書質問票受付期間	令和7年4月18日（金）から 令和7年4月25日（金）午後5時必着
3	参加表明書質問票回答期限	令和7年4月30日（水）
4	参加表明書提出期間	令和7年4月18日（金）から 令和7年5月2日（金）午後5時必着
5	参加資格審査	令和7年5月8日（木）（予定）
6	参加資格審査結果の通知	令和7年5月12日（月）（予定）
7	企画提案書等質問票受付期間	令和7年4月18日（金）から 令和7年5月16日（金）午後5時必着
8	企画提案書等質問票回答期限	令和7年5月20日（火）
9	企画提案書等提出期間	令和7年5月14日（水）から 令和7年5月22日（木）午後5時必着
10	第1次審査	令和7年5月26日（月）（予定）
11	第1次審査結果の通知	令和7年5月28日（水）（予定）
12	第2次審査	令和7年6月3日（火）（予定）
13	選定結果の通知	令和7年6月6日（金）（予定）

6 参加表明書の提出

(1) 提出書類

別添「参加表明書提出要領」による。

(2) 提出部数

正本1部

(3) 提出方法

持参又は郵送とする。持参の場合は、平日の午前9時から午後5時までとする。

郵送による場合は、配達証明付書留郵便とし、提出期間内に必着とする。

(4) 提出期間及び受付時間

「5 選定方法」に定める実施日程等のとおり。(ただし、土日・祝日を除く。)

受付時間は午前9時～正午まで、及び午後1時～午後5時まで。

(5) 提出場所

「3 担当部署」に同じ

7 企画提案書等の提出

(1) 提出書類

別添「企画提案書提出要領」による。

(2) 提出部数

正本1部 副本10部(複写可)

(3) 提出方法

提出する提案は1案とし、持参又は郵送にて提出すること。それ以外の方法による提出は認めない。

(4) 提出期間

「5 選定方法」に定める実施日程等のとおり。(郵送の場合は必着)

(5) 提出場所

「3 担当部署」に同じ

8 参加資格の喪失(欠格事項)

下記の各号のいずれかに該当する場合は、参加資格を喪失するものとする。

(1) 本実施要領の「4 参加資格」を満たさなくなった場合

(2) この要領に定める手続き以外の手法により、選定委員、審査委員又は担当部署等の関係者に本プロポーザルに対する不正な働きかけを直接又は間接的に求めた場合

(3) 審査の公平性に影響を与える行為があったと認められる場合

- (4) 指定する様式によらない場合
- (5) 提出方法、提出先及び提出期間に適合しない場合
- (6) 記載すべき事項の全部又は一部が記載されていない場合
- (7) 虚偽の記載がなされた場合

9 審査概要

本プロポーザルにおける市報かんざき作成及び印刷業務委託にあたっては、提案者から提出された企画提案書等及び提案者からのプレゼンテーションを受け、総合的に審査する。

(1) 第1次審査（書面審査）

書面審査は、提案者の数が6者以上の場合に行い、上位5者を選定する。

(2) 第2次審査（プレゼンテーション審査及び総合審査）

- ① 1提案者につき、制限時間30分（提案説明20分、質疑10分）によるプレゼンテーション審査を行い、その後、総合的に審査する。
- ② 実施場所は、神崎市役所とする。
※時間等の詳細は、別途、提案者に個別に通知する。
- ③ 1提案者につき、参加者数は3名以内とする。（1名は業務を中心的に担当する者が出席すること。）
- ④ 企画提案書等を基に説明することとし、企画提案書等と異なる内容の説明は認めない。また、追加の資料配布や展示物・物品等の持ち込みは認めない。
- ⑤ パソコン等を用いたプレゼンテーションを行うことができる。なお、スクリーンは本市で準備することとし、パソコン等その他必要な機器は提案者が用意すること。準備及び後片付けは制限時間内で行うこととする。
- ⑥ 提案者が特定できないよう、プレゼンテーションの資料は事業者名等を記載しないこと。また、プレゼンテーション中の事業者名の名乗りや、事業者名が分かる作業着や名刺及びバッジ等の着用も不可とする。

(3) 審査結果

審査結果の通知は、第1次審査及び第2次審査の提案者に対し、審査結果を書面により郵送し、併せて「参加表明書（様式第1号）」に記載された連絡担当者のメールアドレスに通知する。

10 参加の辞退

参加表明書提出後に辞退する参加を希望する者については、「辞退届」（様式第7号）を提出すること。その際、提出書類には事業社名・契約締結権限者氏名を記載し、契約締結権限者印を必ず押印したうえで提出すること。

なお、提出にあたっては担当部署に事前に電話連絡のうえ、持参又は郵送により提出するものとする。

1 1 その他

- (1) 本プロポーザルに伴う企画提案書等の作成及び提出等、それらに係る費用の一切は提案者の負担とする。
- (2) 提出期間を過ぎた企画提案書等の修正及び変更はできない。
- (3) 提出された企画提案書等は、返却しない。
- (4) 提出された企画提案書等は、本業務に係る事務手続き以外の目的で使用しない。
- (5) 提出された企画提案書等の著作権は、当該提案書等を作成した者に帰属するものとする。
- (6) 本市は、プロポーザル方式の手続き及びこれに係る事務処理において必要があるときは、提出された企画提案書等の全部又は一部の複製等を行うことができるものとする。
- (7) 提出された書類に虚偽の記載があった場合、提出書類を無効とする。
- (8) 審査委員全員の点数の合計が、満点の6割以上の提案者を受託候補者とする。
- (9) 提案者が1者のみの場合においても、第2次審査を行い、審査委員全員の点数の合計が、満点の6割以上の場合は、受託候補者とする。

1 2 問い合わせ先

神崎市役所 総務企画部 総務課 秘書広報係 大坪・川原・南里

住所 〒842-8601 佐賀県神崎市神崎町鶴3542番地1

TEL 0952-37-0088 (直通)

E-mail soumu@city.kanzaki.lg.jp

(別紙) 市報かんざき作成及び印刷業務委託プロポーザル審査項目表

No.	審査項目	審査事項	配点
1	事業目的の理解度・企画の内容	広報紙の目的と期待する効果を理解し、その実現に有効なコンセプト、構成になっているか。	15
2		デザインやレイアウトで市民の興味・関心を惹きつけるような工夫がなされているか。	15
3		文字や写真、イラスト等の色使いが適当で見やすい構成となっているか。	10
4		読者を拡大する工夫・楽しませる工夫がなされているか。	10
5		多様な読み手に対応し、誰にとっても分かりやすい紙面となっているか。	10
6		その他内容が優れ、特に評価すべき内容があるか。	5
7	事業の管理体制・制作体制	責任者・役割分担等が具体的に明示され、本業務を確実に履行することができるものとなっているか。	10
8		作業ごとに開始・終了が明確にされ、計画的で無理のないスケジュールとなっているか。	10
9	会社概要・実績	過去に企画編集された刊行物(情報誌、広報紙、社内報、フリーペーパーなど)は、魅力あるものとなっているか。	10
小 計 ①			
No.	審査項目	審査事項	配点(5)
10	見積価格の妥当性	見積額	5
		※配点(5点) × (提案者の最低見積額) ÷ (当事者の見積額)	
小 計 ②			
合 計 (①+②)			100